

平成31年4月23日

## 教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第13号 臨時代理の承認を求めるについて
- 議第14号 臨時代理の承認を求めるについて
- 議第15号 草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求める  
ことについて
- 議第16号 草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めるこ  
とについて
- 議第17号 草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求める  
ことについて
- 議第18号 草津市文化財保存活用地域計画の策定について草津市文化財保護  
審議会に対し諮問するにつき議決を求めるについて
- 議第19号 史跡芦浦観音寺整備基本計画の策定について草津市文化財保護審  
議会に対し諮問するにつき議決を求めるについて

議第13号

臨時代理の承認を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成31年4月23日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

臨時代理の承認を求めるについて

本教育委員会は、草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する等の規則、草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令および所属職員の人事異動を行うに当たり、委員会を招集する時間的余裕がなかったので、草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定により教育長が臨時に代理したため、委員会に報告し、その承認を求める。

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する等の規則、  
草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令および所属職員の人事  
異動について

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する等の規則、草津市教育  
委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令および所属職員の人事異動を行うに当たり、教  
育委員会の会議を招集する時間的余裕がないことから、草津市教育委員会教育長に対する  
事務委任規則（昭和31年草津市教育委員会規則第4号）第3条の規定に基づき、次のと  
おり臨時に代理する。

平成31年3月26日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する等の規則

(草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正)

第1条 草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和41年草津市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条中「生涯学習・青少年係」を「生涯学習係」に、

「スポーツ保健課 スポーツ推進係 学校保健体育係

文化財保護課 文化財保護係

学校教育課 学校教育係 人権教育係 学事係」を

「スポーツ保健課 スポーツ推進係 学校保健体育係

スポーツ大会推進室

歴史文化財課 歴史文化財係

学校教育課 学校教育係 教職員係 学事係

児童生徒支援課 児童生徒支援係 人権教育係」に改める。

第3条の表生涯学習課の項第13号中「青少年対策事業」を「青少年教育事業」に改め、同項第14号から第17号までを削り、第18号を第14号とし、第19号を第15号とし、同表スポーツ保健課の項第9号中「推進に関すること。」を「推進に関すること（スポーツ大会推進室の所管に属するものを除く。。）」に改め、同項の次に次の1項を加える。

|               |   |
|---------------|---|
| スポーツ大会<br>推進室 | (1) 第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会に関すること。<br>(2) ワールドマスターズゲームズ2021関西に関すること。<br>(3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること。<br>(4) 室の一般庶務に関すること。 |
|---------------|---|

第3条の表文化財保護課の項中「文化財保護課」を「歴史文化財課」に、同表学校教育課の項第2号中「生徒指導および進路指導に関すること。」を「教科等に関すること。」に改め、同

項第3号を次のように改める。

- (3) 児童生徒の学力向上に関する事項（学力調査含む。）。

第3条の表学校教育課の項第5号を次のように改める。

- (5) 教育研究所の連携に関する事項。

第3条の表学校教育課の項第6号から第10号までを削り、第11号を第6号とし、第12号から第30号までを5号ずつ繰り上げ、第31号を削り、第32号を第26号とし、第33号から第35号までを6号ずつ繰り上げ、同項の次に次のように加える。

|         |  |
|---------|--|
| 児童生徒支援課 | <p>(1) 学校教育の指導助言に関する事項。</p> <p>(2) 生徒指導に関する事項。</p> <p>(3) いじめの防止および対策に関する事項。</p> <p>(4) 児童生徒支援に関する事項。</p> <p>(5) 特別支援教育に関する事項。</p> <p>(6) 通級指導教室およびことばの教室に関する事項。</p> <p>(7) 発達支援センターの連携に関する事項。</p> <p>(8) 学校における人権教育に関する事項。</p> <p>(9) 対象地域児童生徒の学力向上、教育文化の振興に関する事項。</p> <p>(10) 教育集会所に関する事項。</p> <p>(11) 人権・同和教育研究大会に関する事項。</p> <p>(12) 教育研究所の連携に関する事項。</p> <p>(13) 進路指導に関する事項。</p> <p>(14) 帰国、外国人児童生徒支援に関する事項。</p> <p>(15) 多文化、国際理解に関する事項。</p> <p>(16) 学校支援に関する事項。</p> <p>(17) 児童通学支援事業に関する事項。</p> <p>(18) 所管に係る財産管理に関する事項。</p> |
|---------|--|

|  |  |
|--|--|
|  | (19) 所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整<br>に関すること。<br><br>(20) 課の一般庶務に関すること。 |
|--|--|

第3条の表学校政策推進課の項を次のように改める。

|             |  |
|-------------|--|
| 学校政策推進<br>課 | (1) 学校教育の企画立案に関する事。<br><br>(2) 学校教育の指導助言に関する事（学校教育課、児童生徒支援課<br>の所管する事務を除く。）。<br><br>(3) ICT 教育の推進に関する事。<br><br>(4) 校務情報化に関する事。<br><br>(5) 学校図書館教育に関する事。<br><br>(6) キャリア教育に関する事。<br><br>(7) 体験活動に関する事。<br><br>(8) 特色ある教育活動に関する事。<br><br>(9) 特色ある学校づくりに関する事。<br><br>(10) コミュニティ・スクールに関する事。<br><br>(11) 教育研究所の連携に関する事。<br><br>(12) 学校教育の広報に関する事。<br><br>(13) 所管にかかる財務管理に関する事。<br><br>(14) 所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整<br>に関する事（学校教育課、児童生徒支援課の所管する事務を除<br>く。）。<br><br>(15) 課の一般庶務に関する事。 |
|-------------|--|

（草津市教育委員会公印規則の一部改正）

第2条 草津市教育委員会公印規則（平成4年草津市教育委員会規則第4号）の一部を次のように

に改正する。

別表第1第22項を削る。

別表第2中「

(22)



」を削る。

(草津市立少年センター条例施行規則の廃止)

第3条 草津市立少年センター条例施行規則（平成14年草津市教育委員会規則第17号）は廃止する。

(草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部改正)

第4条 草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則（平成18年草津市教育委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条および第3条中「子ども家庭部長および建設部長」を「子ども未来部長」に改める。

別表中「子ども家庭部の職員」を「子ども未来部の職員」に改め、

同表中「

|   |  |
|---|--|
| (仮称) 草津市立プール整備に係る計画の策定に建設部の職員<br>関すること。 |  |
|---|--|

」を削る。

(草津市教育委員会附属機関運営規則の一部改正)

第5条 草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1 草津市立学校いじめ問題調査委員会および草津市教育支援委員会の項中「学校教育課」を「児童生徒支援課」に、草津市歴史資料収集審査会の項中「文化財保護課」を「歴史文化財課」に改める。

## 付 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する等の規則  
草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

| 改正後（案）  | 現行   |
|---|--|
| 第1条 (略)<br>(組織)   | 第1条 (略)<br>(組織)  |
| 第2条 事務局に次の課および係を置く。<br><br>教育総務課 総務係 施設係 中学校給食整備係<br>生涯学習課 <u>生涯学習係</u> 文化振興係<br>スポーツ保健課 スポーツ推進係 学校保健体育係<br><u>スポーツ大会推進室</u><br><u>歴史文化財課</u> <u>歴史文化財係</u><br>学校教育課 学校教育係 <u>教職員係</u> 学事係<br><u>児童生徒支援課</u> <u>児童生徒支援係</u> <u>人権教育係</u><br>学校政策推進課 学校政策推進係<br>(事務分掌) | 第2条 事務局に次の課および係を置く。<br><br>教育総務課 総務係 施設係 中学校給食整備係<br>生涯学習課 <u>生涯学習・青少年係</u> 文化振興係<br>スポーツ保健課 スポーツ推進係 学校保健体育係<br><br><u>文化財保護課</u> <u>文化財保護係</u><br>学校教育課 学校教育係 <u>人権教育係</u> 学事係<br><br>学校政策推進課 学校政策推進係<br>(事務分掌) |
| 第3条 前条に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。<br><br>(略) (略)<br>生涯学習課 (1)～(12) (略)<br>(13) <u>青少年教育事業</u> に関すること。   | 第3条 前条に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。<br><br>(略) (略)<br>生涯学習課 (1)～(12) (略)<br>(13) <u>青少年対策事業</u> に関すること。<br>(14) <u>青少年問題についての調査および研究</u> に関すること。<br>(15) <u>青少年問題協議会</u> に関すること。<br>(16) <u>青少年育成市民運動の推進</u> に関すること。   |

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する等の規則  
草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

| 改正後（案）    |   | 現行   |
|-----------|---|--|
|           | (14)～(15) (略)   | (17) 少年センターに関すること。<br>(18)～(19) (略)                                  |
| スポーツ保健課   | (1)～(8) (略)<br>(9) その他スポーツの推進に関すること（スポーツ大会推進室の所管に属するものを除く。）。<br>(10)～(19) (略)   | スポーツ保健課<br>(1)～(8) (略)<br>(9) その他スポーツの推進に関すること。<br>(10)～(19) (略)     |
| スポーツ大会推進室 | (1) 第79回国民スポーツ大会および第24回全国障害者スポーツ大会に関すること<br>(2) ワールドマスターズゲームズ2021関西に關すること<br>(3) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に関すること。<br>(4) 室の一般庶務に関すること。 |  |
| 歴史文化財課    | (1)～(13) (略)  | 文化財保護課<br>(1)～(13) (略)   |
| 学校教育課     | (1) (略)<br>(2) 学習指導、教科等に関すること。<br>(3) 児童生徒の学力向上に関すること（学力調査含）  | 学校教育課<br>(1) (略)<br>(2) 学習指導、生徒指導および進路指導に関すること。<br>(3) 特別支援教育に関すること。 |

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する等の規則  
草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

| 改正後（案）  |   | 現行   |
|---------|---|--|
|         | <p>む。)。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>教育研究所の連携に関すること。</u></p> <p>(6)～(25) (略)</p> <p>(26)～(29) (略)</p>   | <p>(4) (略)</p> <p>(5) <u>教育研究資料の調査、作成および出版に関すること。</u></p> <p>(6) <u>教育研究所との連絡調整に関すること。</u></p> <p>(7) <u>学校における人権教育に関すること。</u></p> <p>(8) <u>対象地域内の児童生徒の学力向上および教育文化の振興に関すること。</u></p> <p>(9) <u>教育集会所に関すること。</u></p> <p>(10) <u>同和教育研究大会に関すること。</u></p> <p>(11)～(30) (略)</p> <p>(31) <u>児童通学支援事業に関すること。</u></p> <p>(32)～(35) (略)</p> |
| 児童生徒支援課 | <p>(1) <u>学校教育の指導助言に関すること。</u></p> <p>(2) <u>生徒指導に関すること。</u></p> <p>(3) <u>いじめの防止および対策に関すること。</u></p> <p>(4) <u>児童生徒支援に関すること。</u></p> <p>(5) <u>特別支援教育に関すること。</u></p> <p>(6) <u>通級指導教室およびことばの教室に関すること。</u></p> <p>(7) <u>発達支援センターの連携に関すること。</u></p> |  |

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する等の規則  
草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正（第1条関係） 新旧対照表

| 改正後（案）  |  | 現行  |
|---------|--|---|
|         | <p>(8) <u>学校における人権教育に関すること。</u></p> <p>(9) <u>対象地域児童生徒の学力向上、教育文化の振興に関すること。</u></p> <p>(10) <u>教育集会所に関すること。</u></p> <p>(11) <u>人権・同和教育研究大会に関すること。</u></p> <p>(12) <u>教育研究所の連携に関すること。</u></p> <p>(13) <u>進路指導に関すること。</u></p> <p>(14) <u>帰国、外国人児童生徒支援に関すること。</u></p> <p>(15) <u>多文化、国際理解に関すること。</u></p> <p>(16) <u>学校支援に関すること。</u></p> <p>(17) <u>児童通学支援事業に関すること。</u></p> <p>(18) <u>所管に係る財産管理に関すること。</u></p> <p>(19) <u>所属する教育部理事および教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(20) <u>課の一般庶務に関すること。</u></p> |   |
| 学校政策推進課 | <p>(1) <u>学校教育の企画立案に関すること。</u></p> <p>(2) <u>学校教育の指導助言に関する事務（学校教育課、児童生徒支援課の所管する事務を除く。）。</u></p> <p>(3) <u>ICT教育の推進に関する事務。</u></p> <p>(4) <u>校務情報化に関する事務。</u></p> <p>(5) <u>学校図書館教育に関する事務。</u></p>  | <p>学校政策推進課</p> <p>(1) <u>学校教育の指導助言に関する事務（学校教育課の所管する事務を除く。）。</u></p> <p>(2) <u>ICT教育の推進に関する事務。</u></p> <p>(3) <u>学校評価に関する事務。</u></p> <p>(4) <u>児童生徒の学力調査に関する事務。</u></p> <p>(5) <u>児童生徒の学力向上に関する事務。</u></p> |

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する等の規則  
 草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部改正（第1条関係）新旧対照表

| 改正後（案）   | 現行  |
|--|---|
| <p>(6) <u>キャリア教育に関すること。</u></p> <p>(7) <u>体験活動に関すること。</u></p> <p>(8) <u>特色ある教育活動に関すること。</u></p> <p>(9) <u>特色ある学校づくりに関すること。</u></p> <p>(10) <u>コミュニティ・スクールに関すること。</u></p> <p>(11) <u>教育研究所の連携に関すること。</u></p> <p>(12) <u>学校教育の広報に関すること。</u></p> <p>(13) <u>所管にかかる財務管理に関すること。</u></p> <p>(14) <u>所属する教育部理事および教育部副部長所管<br/>内所属の連絡調整に関すること（学校教育課、児童<br/>生徒支援課の所管する事務を除く。）。</u></p> <p>(15) <u>課の一般庶務に関すること。</u></p> | <p>(6) <u>特色ある学校づくりに関すること。</u></p> <p>(7) <u>コミュニティ・スクールに関すること。</u></p> <p>(8) <u>学校図書館教育に関すること。</u></p> <p>(9) <u>各種体験学習に関すること。</u></p> <p>(10) <u>所属する教育部理事および教育部副部長所管<br/>内所属の連絡調整に関すること。</u></p> <p>(11) <u>課の一般庶務に関すること。</u></p> |

第4条 (略)

第4条 (略)

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する等の規則  
草津市教育委員会公印規則の一部改正（第2条関係） 新旧対照表

| 改正後（案）                     |                |       |            |               |                | 現行                         |                |       |                |               |           |
|----------------------------|----------------|-------|------------|---------------|----------------|----------------------------|----------------|-------|----------------|---------------|-----------|
| 公印番号                       | 公印の名称          | ひな型番号 | 寸法（ミリメートル） | 用途            | 管理者            | 公印番号                       | 公印の名称          | ひな型番号 | 寸法（ミリメートル）     | 用途            | 管理者       |
| 第1条～第12条（略）<br>別表第1（第2条関係） |                |       |            |               |                | 第1条～第12条（略）<br>別表第1（第2条関係） |                |       |                |               |           |
| (略)                        |                |       |            |               |                | (略)                        |                |       |                |               |           |
| 21                         | 草津市立南草津図書館長之印  | 21    | 方21        | 館長名をもつて発する文書用 | 南草津図書館長        | 21                         | 草津市立南草津図書館長之印  | 21    | 方21            | 館長名をもつて発する文書用 | 南草津図書館長   |
| 別表第2（第2条関係）                |                |       |            |               |                | 別表第2（第2条関係）                |                |       |                |               |           |
| (1)                        | 教育委員会草津市印      | (2)   | 教育委員会草津市印  | (3)           | 教育委員会草津市印      | (4)                        | 教育委員会草津市印      | (1)   | 教育委員会草津市印      | (2)           | 教育委員会草津市印 |
| (5)                        | 教育委員会草津市教育委員会印 | (6)   | 門運部印       | (7)           | 教育委員会草津市教育委員会印 | (8)                        | 教育委員会草津市教育委員会印 | (5)   | 教育委員会草津市教育委員会印 | (6)           | 門運部印      |
| (7)                        | 教育委員会草津市教育委員会印 | (8)   | 副司長之印      | (9)           | 教育委員会草津市教育委員会印 | (10)                       | 教育委員会草津市教育委員会印 | (7)   | 教育委員会草津市教育委員会印 | (8)           | 副司長之印     |

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する等の規則  
草津市教育委員会公印規則の一部改正（第2条関係）新旧対照表

| 改正後（案）              |                     |                     |                     | 現行                  |                       |                     |                     |
|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|-----------------------|---------------------|---------------------|
| (9)                 | (10)                | (11)                | (12)                | (9)                 | (10)                  | (11)                | (12)                |
| ○ 草津市教育委員会<br>長之印   | ○ 草津市教育委員会<br>長研究室印   | ○ 草津市教育委員会<br>長研究室印 | ○ 草津市教育委員会<br>長研究室印 |
| (13)                | (14)                | (15)                | (16)                | (13)                | (14)                  | (15)                | (16)                |
| ○ 草津市教育委員会<br>長幼年部印   | ○ 草津市教育委員会<br>長幼年部印 | ○ 草津市教育委員会<br>長幼年部印 |
| (17)                | (18)                | (19)                | (20)                | (17)                | (18)                  | (19)                | (20)                |
| ○ 草津市教育委員会<br>長中学校印   | ○ 草津市教育委員会<br>長中学校印 | ○ 草津市教育委員会<br>長中学校印 |
| (21)                |                     |                     |                     | (21)                | (22)                  |                     |                     |
| ○ 草津市教育委員会<br>長本部印  |                     |                     |                     | ○ 草津市教育委員会<br>長本部印  | ○ 草津市教育委員会<br>少年センター印 |                     |                     |

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する等の規則  
草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部改正（第4条関係）新旧対照表

| 改正後（案）   | 現行            |            |  |               |  |         |            |  |               |
|--|---------------|------------|--|---------------|--|---------|------------|--|---------------|
| <p>第1条（略）<br/>(補助執行させる事務)</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 子ども未来部長は、第1項の規定により、補助執行させるものとされた事務のうち、特に重要であると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会に協議しなければならない。<br/>(補助執行状況の報告)</p> <p>第3条 子ども未来部長は、前条の規定により補助執行した事務について、その執行状況を年1回教育委員会に報告するものとする。</p> <p>別表（第2条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">教育委員会事務</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">市長の事務部局の職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">(1) 幼稚園の設置、管理および廃止に関すること。<br/>(2) 幼稚園の職員の人事および研修に関すること。<br/>(3) 園児の入園、休園および退園に関すること。<br/>(4) 幼稚園の組織編成、教育課程および教育内容の指導助言に関すること。</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           子ども未来部<br/>の職員         </td> </tr> </tbody> </table> | 教育委員会事務       | 市長の事務部局の職員 | (1) 幼稚園の設置、管理および廃止に関すること。<br>(2) 幼稚園の職員の人事および研修に関すること。<br>(3) 園児の入園、休園および退園に関すること。<br>(4) 幼稚園の組織編成、教育課程および教育内容の指導助言に関すること。 | 子ども未来部<br>の職員 | <p>第1条（略）<br/>(補助執行させる事務)</p> <p>第2条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 子ども家庭部長および建設部長は、第1項の規定により、補助執行させるものとされた事務のうち、特に重要であると認められるものについては、同項の規定にかかわらず、これを教育委員会に協議しなければならない。<br/>(補助執行状況の報告)</p> <p>第3条 子ども家庭部長および建設部長は、前条の規定により補助執行した事務について、その執行状況を年1回教育委員会に報告するものとする。</p> <p>別表（第2条第1項関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; padding: 5px;">教育委員会事務</th> <th style="text-align: center; padding: 5px;">市長の事務部局の職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="padding: 5px;">(1) 幼稚園の設置、管理および廃止に関すること。<br/>(2) 幼稚園の職員の人事および研修に関すること。<br/>(3) 園児の入園、休園および退園に関すること。<br/>(4) 幼稚園の組織編成、教育課程および教育内容の指導助言に関すること。</td> <td style="padding: 5px; vertical-align: top;">           子ども家庭部<br/>の職員         </td> </tr> </tbody> </table> | 教育委員会事務 | 市長の事務部局の職員 | (1) 幼稚園の設置、管理および廃止に関すること。<br>(2) 幼稚園の職員の人事および研修に関すること。<br>(3) 園児の入園、休園および退園に関すること。<br>(4) 幼稚園の組織編成、教育課程および教育内容の指導助言に関すること。 | 子ども家庭部<br>の職員 |
| 教育委員会事務  | 市長の事務部局の職員    |            |  |               |  |         |            |  |               |
| (1) 幼稚園の設置、管理および廃止に関すること。<br>(2) 幼稚園の職員の人事および研修に関すること。<br>(3) 園児の入園、休園および退園に関すること。<br>(4) 幼稚園の組織編成、教育課程および教育内容の指導助言に関すること。   | 子ども未来部<br>の職員 |            |  |               |  |         |            |  |               |
| 教育委員会事務  | 市長の事務部局の職員    |            |  |               |  |         |            |  |               |
| (1) 幼稚園の設置、管理および廃止に関すること。<br>(2) 幼稚園の職員の人事および研修に関すること。<br>(3) 園児の入園、休園および退園に関すること。<br>(4) 幼稚園の組織編成、教育課程および教育内容の指導助言に関すること。   | 子ども家庭部<br>の職員 |            |  |               |  |         |            |  |               |

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する等の規則  
 草津市教育委員会の事務の補助執行に関する規則の一部改正（第4条関係）新旧対照表

| 改正後（案）   | 現行   |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 幼稚園の教材等の取扱いに関すること。</li> <li>(6) 園舎その他の施設および教具その他の設備の整備に関すること。</li> <li>(7) 幼稚園の職員および園児の保健、安全、厚生および福利に関すること。</li> <li>(8) 幼稚園における学校保健・安全および環境衛生に関すること。</li> <li>(9) 預かり保育の実施に関すること。</li> <li>(10) その他幼稚園教育に関すること。</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>(5) 幼稚園の教材等の取扱いに関すること。</li> <li>(6) 園舎その他の施設および教具その他の設備の整備に関すること。</li> <li>(7) 幼稚園の職員および園児の保健、安全、厚生および福利に関すること。</li> <li>(8) 幼稚園における学校保健・安全および環境衛生に関すること。</li> <li>(9) 預かり保育の実施に関すること。</li> <li>(10) その他幼稚園教育に関すること。</li> </ul> |
|  | <p>(仮称) 草津市立プール整備に係る計画の策定に関すること。</p> <p>建設部の職員</p>   |

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する等の規則  
 草津市教育委員会附属機関運営規則の一部改正（第5条関係）新旧対照表

| 改正後（案）                          |  |                         | 現行                              |  |                        |
|---------------------------------|--|-------------------------|---------------------------------|--|------------------------|
| 附属機関の名称                         | 委員資格者  | 所属                      | 附属機関の名称                         | 委員資格者  | 所属                     |
| 第1条～第11条（略）<br>別表第1（第2条・第10条関係） |  |                         | 第1条～第11条（略）<br>別表第1（第2条・第10条関係） |  |                        |
| 草津市立学校いじめ問題調査委員会                | (1) 司法の分野において専門的知識を有する者<br>(2) 心理の分野において専門的知識を有する者<br>(3) 福祉の分野において専門的知識を有する者<br>(4) 学識経験を有する者<br>(5) その他教育委員会が必要と認める者 | 教育委員会事務局 <u>児童生徒支援課</u> | 草津市立学校いじめ問題調査委員会                | (1) 司法の分野において専門的知識を有する者<br>(2) 心理の分野において専門的知識を有する者<br>(3) 福祉の分野において専門的知識を有する者<br>(4) 学識経験を有する者<br>(5) その他教育委員会が必要と認める者 | 教育委員会事務局 <u>学校教育課</u>  |
| 草津市教育支援委員会                      | (1) 学識経験を有する者<br>(2) その他教育委員会が必要と認める者  | 教育委員会事務局 <u>児童生徒支援課</u> | 草津市教育支援委員会                      | (1) 学識経験を有する者<br>(2) その他教育委員会が必要と認める者  | 教育委員会事務局 <u>学校教育課</u>  |
| 草津市歴史資料収集審査会                    | (1) 学識経験を有する者<br>(2) その他教育委員会が必要と認める者  | 教育委員会事務局 <u>歴史文化財課</u>  | 草津市歴史資料収集審査会                    | (1) 学識経験を有する者<br>(2) その他教育委員会が必要と認める者  | 教育委員会事務局 <u>文化財保護課</u> |
| 別表第2～第4（略）                      |  |                         | 別表第2～第4（略）                      |  |                        |

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する等の規則  
(付則関係) 新旧対照表

| 改正後（案）                                   | 現行 |
|--|----|
| <p>付 則</p> <p>この規則は、平成31年4月1日から施行する。</p> |    |

草津市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

草津市教育委員会事務決裁規程（昭和52年草津市教育委員会訓令第3号）の一部を次のように改正する。

別表（2）個別決裁事項の表中「文化財保護課」を「歴史文化財課」に改め、同表中

|                      |  |                       |   |  |   |   |  |  |  |  |  |
|----------------------|--|-----------------------|---|--|---|---|--|--|--|--|--|
| 学校教育<br>課            | 1 県費教職<br>員の臨時任<br>用に関する<br>事務             | 県費教職員の<br>臨時任用の内<br>申 |   |  |   | ○ |  |  |  |  |  |
|                      | 2 教職員の<br>研修に関する事務                         | 1 研修計画<br>の策定         |   |  | ○ |   |  |  |  |  |  |
|                      |  | 2 職員研修<br>の実施の決<br>定  |   |  |   | ○ |  |  |  |  |  |
|                      |  | 3 研修受講<br>生の決定        |   |  |   | ○ |  |  |  |  |  |
|                      | 3 教科用の<br>図書の給付<br>に関する事<br>務              | 教科用の図書<br>の給付決定       |   |  |   | ○ |  |  |  |  |  |
| 4 出席停止<br>に関する事<br>務 | 1 保護者へ<br>の意見聴取<br>の通知                     |                       | ○ |  |   |   |  |  |  |  |  |
|                      | 2 児童生徒<br>への出席停<br>止命令の決<br>定、出席停<br>止の期間短 | ○                     |   |  |   |   |  |  |  |  |  |

|   |                               |                            |  |  |   |  |  |  |  |
|---|-------------------------------|----------------------------|--|--|---|--|--|--|--|
|   |                               | 縮および出<br>席停止命令<br>の撤回      |  |  |   |  |  |  |  |
| 5 | 就学援助<br>に関する事<br>務            | 児童および生<br>徒に対する就<br>学援助の認定 |  |  | ○ |  |  |  |  |
| 6 | 特別支援<br>教育の就学<br>援助に関する<br>事務 | 特別支援教育<br>就学奨励費の<br>認定     |  |  | ○ |  |  |  |  |

」を

|           |                                |                       |  |   |   |  |  |  |  |
|-----------|--------------------------------|-----------------------|--|---|---|--|--|--|--|
| 学校教育<br>課 | 1 県費教職<br>員の臨時任<br>用に関する<br>事務 | 県費教職員の<br>臨時任用の内<br>申 |  |   | ○ |  |  |  |  |
|           | 2 教職員の<br>研修に関す<br>る事務         | 1 研修計画<br>の策定         |  | ○ |   |  |  |  |  |
|           |                                | 2 職員研修<br>の実施の決<br>定  |  |   | ○ |  |  |  |  |
|           |                                | 3 研修受講<br>生の決定        |  |   | ○ |  |  |  |  |
|           | 3 教科用の<br>図書の給付<br>に関する事<br>務  | 教科用の図書<br>の給付決定       |  |   | ○ |  |  |  |  |
|           | 4 就学援助                         | 児童および生                |  |   | ○ |  |  |  |  |

|                     |                |  |  |   |  |  |  |  |
|---------------------|----------------|--|--|---|--|--|--|--|
| に関する事務              | 徒に対する就学援助の認定   |  |  |   |  |  |  |  |
| 5 特別支援教育の就学援助に関する事務 | 特別支援教育就学奨励費の認定 |  |  | ○ |  |  |  |  |

」に

改め、同表に次のように加える。

|         |            |   |   |  |  |  |  |  |  |
|---------|------------|---|---|--|--|--|--|--|--|
| 児童生徒支援課 | 出席停止に関する事務 | 1 保護者への意見聴取の通知                          | ○ |  |  |  |  |  |  |
|         |            | 2 児童生徒への出席停止命令の決定、出席停止の期間短縮および出席停止命令の撤回 | ○ |  |  |  |  |  |  |

#### 付 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

草津市教育委員会事務決裁規程（昭和52年教育委員会訓令第3号）新旧対照表

| 改正後（案）        |                 |    |                      |                      |                         |   | 現行            |       |    |                      |                      |                         |  |
|---------------|-----------------|----|----------------------|----------------------|-------------------------|---|---------------|-------|----|----------------------|----------------------|-------------------------|--|
| 第1条～第5条（略）    |                 |    |                      |                      |                         |   | 第1条～第5条（略）    |       |    |                      |                      |                         |  |
| 別表（第4条関係）     |                 |    |                      |                      |                         |   | 別表（第4条関係）     |       |    |                      |                      |                         |  |
| (1) 共通決裁事項（略） |                 |    |                      |                      |                         |   | (1) 共通決裁事項（略） |       |    |                      |                      |                         |  |
| (2) 個別決裁事項    |                 |    |                      |                      |                         |   | (2) 個別決裁事項    |       |    |                      |                      |                         |  |
| 組織名           | 事務の種類           | 項目 | 決裁権者                 | 合議先                  | 備考                      |   | 組織名           | 事務の種類 | 項目 | 決裁権者                 | 合議先                  | 備考                      |  |
|               |                 |    | 教育長<br>教育部長<br>教育副部長 | 教課長<br>教課副部長<br>教課補佐 | 係長<br>課長<br>課副部長<br>課補佐 |   |               |       |    | 教育長<br>教育部長<br>教育副部長 | 教課長<br>教課副部長<br>教課補佐 | 係長<br>課長<br>課副部長<br>課補佐 |  |
| (略)           |                 |    |                      |                      |                         |   |               |       |    |                      |                      |                         |  |
| 歴史文化財課        | (略)             |    |                      |                      |                         |   | (略)           |       |    |                      |                      |                         |  |
| 学校教育課         | 1 県費教職員の臨時任用の内申 |    |                      |                      |                         | ○ |               |       |    |                      |                      |                         |  |
|               |                 |    |                      |                      |                         |   |               |       |    |                      |                      |                         |  |

|                   |   | 改正後（案）    |              |            |           |              |            |             |                |                            |             | 現行             |                            |             |                |                            |             |                |                            |             |                |                            |
|-------------------|---|-----------|--------------|------------|-----------|--------------|------------|-------------|----------------|----------------------------|-------------|----------------|----------------------------|-------------|----------------|----------------------------|-------------|----------------|----------------------------|-------------|----------------|----------------------------|
| 関する事務             |   | 1 研修計画の策定 | 2 職員研修の実施の決定 | 3 研修受講生の決定 | 1 研修計画の策定 | 2 職員研修の実施の決定 | 3 研修受講生の決定 | 教科用の図書の給付決定 | 1 保護者への意見聴取の通知 | 2 児童生徒への出席停止命令の決定、出席停止の期間短 |
| 2 教職員の研修に関する事務    | 1 研修計画の策定<br>2 職員研修の実施の決定<br>3 研修受講生の決定 | ○         | ○            | ○          | ○         | ○            | ○          |             | ○              | ○                          | ○           | ○              | ○                          | ○           | ○              | ○                          | ○           | ○              | ○                          | ○           | ○              | ○                          |
| 3 教科用の図書の給付に関する事務 | 教科用の図書の給付決定                             |           |              |            |           |              |            |             |                |                            |             |                |                            |             |                |                            |             |                |                            |             |                |                            |

| 改正後（案）             |                    |                                      | 現行 |  |  |
|--------------------|--------------------|--------------------------------------|----|--|--|
|                    |                    |                                      |    |  |  |
|                    |                    |                                      |    |  |  |
| 4 就学援助に関する事務       | 児童および生徒に対する就学援助の認定 |                                      | ○  |  |  |
| 5 特別支援教育就学援助に関する事務 | 特別支援教育就学奨励費の認定     |                                      | ○  |  |  |
| 児童生徒支援課            | 1 出席停止に関する事務       | 1 保護者への意見聴取の通知                       | ○  |  |  |
|                    |                    | 2 児童生徒への出席停止命令の決定、出席停止の期間短縮および出席停止命令 | ○  |  |  |

| 改正後（案）   | 現行                                    |
|--|---------------------------------------|
| <p>の撤回</p> <p>(3) 支出に関する決裁事項（支出負担行為を含む。） （略）</p> <p><u>付 則</u></p> <p>この訓令は、平成31年4月1日から施行する。</p> | <p>(3) 支出に関する決裁事項（支出負担行為を含む。） （略）</p> |

# 人事異動内示

平成31年3月26日

草津市

| 新任                              | 旧任   | 氏名     | 備考  |
|---------------------------------|--|--------|-----|
| ○ 部長級                           |  |        |     |
| 教育委員会事務局教育部長                    | 総合政策部理事（情報政策・公社担当）兼総合政策部副部長（総括）兼情報政策課長兼健康福祉部健康福祉政策課参事兼草津市土地開発公社常務理事兼事務局長兼おうみ自治体クラウド協議会事務局長 | 居川 哲雄  |     |
| 教育委員会事務局教育部理事（学校教育担当）           | 教育委員会事務局教育部副部長（学校教育担当）兼学校教育課長兼人権センター参事   | 畠 真子   | 昇格  |
| 監査委員事務局長                        | 教育委員会事務局教育部副部長（総括）   | 堀田 智恵子 | 昇格  |
| ○ 副部長級                          |  |        |     |
| 子ども未来部副部長（総括）                   | 教育委員会事務局スポーツ保健課長兼建設部プール整備事業推進室参事   | 河合 裕明  | 昇格  |
| 教育委員会事務局教育部副部長（総括）              | 子ども家庭部副部長（総括）  | 山本 智加江 |     |
| 教育委員会事務局教育部副部長（学校教育担当）兼学校政策推進課長 | 教育委員会事務局学校政策推進課長   | 江竜 眞司  | 昇格  |
| ○ 課長級                           |  |        |     |
| 総合政策部企画調整課長兼草津市土地開発公社管理業務課長     | 教育委員会事務局教育総務課長   | 松浦 正樹  |     |
| 人権センター所長兼教育委員会事務局児童生徒支援課参事      | 健康福祉部生活支援課参事兼生活保護係長  | 堀井 武彦  |     |
| 志津こども園長                         | 志津幼稚園長   | 北島 敬子  | 組織改 |
| 山田こども園長                         | 山田幼稚園長   | 東郷 康代  | 組織改 |
| 笠縫東こども園長                        | 矢倉幼稚園副園長   | 中川 珠紀  | 昇格  |
| 老上幼稚園長                          | 第三保育所副所長   | 中島 昭子  | 昇格  |
| 常盤幼稚園長兼子ども未来部子ども・若者政策課参事        | 常盤幼稚園副園長兼子ども家庭部子ども子育て推進課副参事  | 徳田 景子  | 昇格  |
| 教育委員会事務局教育総務課長                  | 健康福祉部保険年金課長兼総合政策部情報政策課参事   | 田中 歩   |     |
| 教育委員会事務局生涯学習課長兼子ども未来部子ども家庭課参事   | 教育委員会事務局生涯学習課長   | 相井 義博  | 兼務  |

| 新任                               | 旧任                          | 氏名     | 備考  |
|----------------------------------|-----------------------------|--------|-----|
| 教育委員会事務局スポーツ保健課長兼建設部プール整備事業推進室参事 | 教育委員会事務局スポーツ保健課参事           | 織田 泰行  | 補職替 |
| 教育委員会事務局スポーツ大会推進室長               | 建設部公園緑地課参事兼管理・ロータス研究係長      | 藤崎 篤   |     |
| 教育委員会事務局歴史文化財課長                  | 草津宿街道交流館参事兼街道交流係長兼史跡草津宿本陣参事 | 岩間 一水  |     |
| 草津宿街道交流館参事兼街道交流係長兼史跡草津宿本陣参事      | 上下水道部給排水課参事兼給排水係長           | 奥谷 幸生  |     |
| 教育委員会事務局学校教育課長                   | 教育委員会事務局学校教育課参事兼人権教育係長      | 京近 武史  | 補職替 |
| 教育委員会事務局学校教育課参事兼学校教育係長           | 教育委員会事務局学校政策推進課参事兼学校政策推進係長  | 作田 まさ代 |     |
| 教育委員会事務局学校教育課参事兼教職員係長            | 教育委員会事務局学校教育課参事兼学校教育係長      | 山内 健嗣  | 組織改 |
| ○ 課長補佐級                          |                             |        |     |
| 人権センター所長補佐兼啓発・教育係長               | 教育委員会事務局学校教育課学事係長           | 岸 絹代   | 昇格  |
| 志津こども園副園長                        | 志津幼稚園副園長                    | 管 久美子  | 組織改 |
| 山田こども園副園長                        | 草津第二保育所副所長                  | 川口 順子  |     |
| 笠縫東こども園副園長                       | 玉川幼稚園副園長                    | 宗次 奈巳  |     |
| 矢倉幼稚園副園長                         | 山田幼稚園副園長                    | 竹村 文代  |     |
| 教育委員会事務局歴史文化財課課長補佐兼歴史文化財係長       | まちづくり協働部市民課副参事兼戸籍住基係副係長     | 原田 美穂  |     |
| 教育委員会事務局歴史文化財課副参事                | 教育委員会事務局文化財保護課副参事           | 岡田 雅人  | 組織改 |
| 教育委員会事務局学校教育課課長補佐兼児童生徒支援課課長補佐    | 健康福祉部長寿いきがい課課長補佐兼長寿政策係長     | 西山 宜克  |     |
| ○ 係長級                            |                             |        |     |
| 子ども未来部子ども家庭課専門員                  | 教育委員会事務局文化財保護課専門員           | 吉田 邦彦  |     |
| 子ども未来部子ども家庭課青少年係長                | 教育委員会事務局生涯学習課生涯学習・青少年係長     | 宇野 康   |     |
| 少年センター専門員                        | 少年センター専門員                   | 末廣 明代  | 組織改 |

| 新任                                       | 旧任                                       | 氏名     | 備考  |
|--|--|--------|-----|
| 発達支援センター総括保育士                            | 常盤幼稚園総括教諭                                | 黒田 美貴  |     |
| 志津こども園教頭                                 | 発達支援センター総括保育士                            | 上野 麻美子 |     |
| 志津こども園総括教諭                               | 志津幼稚園副総括教諭                               | 木村 悠香  | 昇格  |
| 矢橋ふたばこども園教頭                              | 笠縫東こども園教頭                                | 関 正朗   |     |
| 笠縫東こども園総括教諭                              | 笠縫東こども園副総括教諭                             | 高谷 武志  | 昇格  |
| 老上幼稚園総括教諭                                | 草津第二保育所副総括保育士                            | 山口 史子  | 昇格  |
| 老上幼稚園総括教諭                                | 老上幼稚園副総括教諭                               | 力石 さやか | 昇格  |
| 玉川幼稚園教頭                                  | 草津中央おひさまこども園総括保育教諭                       | 鎌田 曜子  |     |
| 常盤幼稚園教頭                                  | 矢橋ふたばこども園総括保育教諭                          | 望月 紗   |     |
| 教育委員会事務局生涯学習課生涯学習係長                      | 健康福祉部生活支援課専門員                            | 矢野 美穂子 |     |
| 教育委員会事務局スポーツ保健課スポーツ推進係長兼建設部プール整備事業推進室専門員 | 建設部草津川跡地整備課整備管理係副係長                      | 北野 慎治  |     |
| 教育委員会事務局スポーツ大会推進室専門員                     | 教育委員会事務局スポーツ保健課スポーツ推進係長兼建設部プール整備事業推進室専門員 | 力石 知行  |     |
| 図書館専門員                                   | 図書館主査                                    | 大西 協子  | 昇格  |
| 教育委員会事務局学校教育課学事係長兼児童生徒支援課専門員             | 子ども家庭部子ども家庭課主査                           | 前田 智恵  | 昇格  |
| 教育委員会事務局児童生徒支援課専門員                       | 教育委員会事務局学校教育課専門員                         | 森 和昭   |     |
| 教育委員会事務局児童生徒支援課専門員                       | 教育委員会事務局学校教育課専門員                         | 高橋 正樹  | 組織改 |
| ○ 主査級                                    |  |        |     |
| 人権センター主査兼教育委員会事務局児童生徒支援課主査               | 人権センター主査兼教育委員会事務局学校教育課主査                 | 明田 孝之  | 兼務改 |
| 健康福祉部長寿いきがい課主査                           | 教育委員会事務局スポーツ保健課主任                        | 川越 麻衣  |     |
| 健康福祉部介護保険課主査                             | 南草津図書館主査                                 | 福田 高史  |     |
| 発達支援センター副総括保育士                           | 笠縫東こども園副総括教諭                             | 久田 有希  |     |

| 新任                            | 旧任   | 氏名     | 備考  |
|-------------------------------|--|--------|-----|
| 志津こども園副総括教諭                   | 矢倉幼稚園副総括教諭                                   | 佐久間 幸恵 |     |
| 志津こども園副総括教諭                   | 第三保育所副総括保育士                                  | 前田 朋代  |     |
| 矢橋ふたばこども園副総括保育教諭              | 老上幼稚園副総括教諭                                   | 山岸 知子  |     |
| 山田こども園副総括教諭                   | 山田幼稚園副総括教諭                                   | 上野 結城  | 組織改 |
| 山田こども園副総括教諭                   | 山田幼稚園副総括教諭                                   | 田中 琢也  | 組織改 |
| 山田こども園副総括教諭                   | 草津中央おひさまこども園主任保育教諭                           | 木村 有琴  |     |
| 会計課主査                         | 学校給食センター主査                                   | 植田 雄一  |     |
| 教育委員会事務局教育総務課主査               | 総務部財政課主査                                     | 西川 幸伸  |     |
| 教育委員会事務局生涯学習課主査               | 会計課主査  | 山本 順子  |     |
| 学校給食センター主査                    | 環境経済部商工観光労政課主任兼総合政策部企画調整課主任兼草津市土地開発公社管理業務課主任 | 山本 和樹  |     |
| 教育委員会事務局スポーツ大会推進室主査           | 総務部総務課主査                                     | 松田 紗知  |     |
| 南草津図書館主査                      | 総務部総務課主査                                     | 藤田 恵   |     |
| 教育委員会事務局学校教育課主査<br>兼児童生徒支援課主査 | 教育委員会事務局学校教育課主査                              | 三谷 啓吾  | 兼務  |
| 教育委員会事務局児童生徒支援課主査             | 教育委員会事務局学校教育課主査<br>(橋岡教育集会所)                 | 山中 勇弥  |     |
| 教育委員会事務局児童生徒支援課主査             | 教育委員会事務局学校教育課主査<br>(新田教育集会所)                 | 玉木 裕   |     |
| 議会事務局議事庶務課主査                  | 教育委員会事務局教育総務課主任                              | 辻井 豪   |     |
| ○ 一般職級                        |  |        |     |
| 総務部総務課主任                      | 教育委員会事務局生涯学習課主任                              | 永井 美季  |     |
| 総務部総務課主任                      | 教育委員会事務局スポーツ保健課主任                            | 西村 礼加  |     |
| 子ども未来部子ども家庭課主任                | 教育委員会事務局教育総務課主任兼学校政策推進課主任                    | 岩瀬 雅美  |     |
| 志津こども園主任教諭                    | 志津幼稚園主任教諭                                    | 北川 優紀  | 組織改 |
| 志津こども園主任教諭                    | 第三保育所主任保育士                                   | 濱田 理帆  |     |

| 新任                 | 旧任                 | 氏名     | 備考  |
|--------------------|--------------------|--------|-----|
| 志津こども園主任教諭         | 第四保育所主任保育士         | 西村 真衣  |     |
| 志津こども園主任教諭         | 志津幼稚園教諭            | 藤木 佐織  | 組織改 |
| 草津中央おひさまこども園主任保育教諭 | 老人幼稚園主任教諭          | 吉田 古都乃 |     |
| 矢橋ふたばこども園主任保育教諭    | 矢倉幼稚園主任教諭          | 中井 愛   |     |
| 矢橋ふたばこども園保育教諭      | 山田幼稚園教諭            | 堀田 奈那  |     |
| 山田こども園主任教諭         | 山田幼稚園主任教諭（新田会館）    | 矢野 明希  | 組織改 |
| 山田こども園主任教諭         | 矢橋ふたばこども園主任保育教諭    | 山岡 佐智子 |     |
| 山田こども園主任教諭         | 矢橋ふたばこども園保育教諭      | 西松 優里  |     |
| 山田こども園教諭           | 笠縫幼稚園教諭            | 川路 真澄  |     |
| 笠縫東こども園教諭          | 常盤幼稚園教諭            | 加藤 ひとみ |     |
| 草津第二保育所主任保育士       | 玉川幼稚園教諭            | 堯部 優香  |     |
| 草津第二保育所用務員         | 玉川中学校用務員           | 田村 園子  |     |
| 矢倉幼稚園主任教諭          | 老人幼稚園主任教諭          | 堀 沙貴   |     |
| 矢倉幼稚園主任教諭          | 草津中央おひさまこども園主任保育教諭 | 前田 由里  |     |
| 老人幼稚園主任教諭          | 志津幼稚園主任教諭          | 牛尾 考利  |     |
| 教育委員会事務局教育総務課主任    | 教育委員会事務局学校政策推進課主任  | 岩崎 悠子  |     |
| 教育委員会事務局生涯学習課主任    | 総合政策部企画調整課主事       | 北村 早織  |     |
| 教育委員会事務局歴史文化財課主任   | 教育委員会事務局文化財保護課主任   | 福田 由美子 | 組織改 |
| 教育委員会事務局歴史文化財課主任   | 教育委員会事務局文化財保護課主任   | 田中 雪樹野 | 組織改 |
| 教育委員会事務局歴史文化財課主任   | 教育委員会事務局文化財保護課主事   | 馬場 将史  | 組織改 |
| 南草津図書館主任           | 総務部税務課主任           | 齋藤 美咲  |     |
| 教育委員会事務局学校政策推進課主事  | まちづくり協働部生活安心課主事    | 中司 智佳  |     |

## 新規採用

| 新任                | 氏名                | 備考 |
|-------------------|-------------------|----|
| ○ 一般職級            |                   |    |
| 志津こども園教諭          | 岡田 彩花<br>おかだ あやか  |    |
| 山田こども園教諭          | 西村 夏音<br>にしむら かのん |    |
| 笠縫東こども園教諭         | 田村 正祥<br>たむら まさよし |    |
| 老人幼稚園教諭           | 八田 育子<br>はった いくこ  |    |
| 笠縫幼稚園教諭           | 伊藤 菜々子<br>いとう ななこ |    |
| 常盤幼稚園教諭           | 竹内 智美<br>たけうち ともみ |    |
| 教育委員会事務局スポーツ保健課主事 | 西村 優<br>にしむら ゆう   |    |

## 再任用(平成31年度新規)

| 新任  | 旧任          | 氏名     | 備考 |
|---|-------------|--------|----|
| 笠縫東こども園主任教諭   |             | 三上 弘美  |    |
| 教育委員会事務局歴史文化財課主任                                      |             | 藤居 朗   |    |
| 草津宿街道交流館参与（館長）兼<br>史跡草津宿本陣参与（館長）兼教育<br>委員会事務局歴史文化財課参与 |             | 八杉 淳   |    |
| 志津こども園主任教諭  | 笠縫東こども園主任教諭 | 遠藤 貴美代 |    |

平成31年3月31日付退職者

| 職     | 氏名    | 役職名等  |
|-------|-------|---|
| ○部長級  | 竹村 徹  | 教育委員会事務局教育部長                                |
|       | 八杉 淳  | 教育委員会事務局教育部専門理事（歴史文化担当）兼草津宿街道交流館長兼史跡草津宿本陣館長 |
| ○課長級  | 岸本 逸子 | 人権センター所長兼教育委員会事務局学校教育課参事                    |
|       | 横田 敏子 | 笠縫東こども園長                                    |
|       | 河井 明美 | 老上幼稚園長兼子ども家庭部子ども子育て推進課参事                    |
|       | 三上 弘美 | 常盤幼稚園長                                      |
|       | 藤居 朗  | 教育委員会事務局文化財保護課長                             |
|       | 小宮 猛幸 | 教育委員会事務局文化財保護課参事兼文化財保護係長                    |
|       | 辻 千晶  | 老上幼稚園教諭                                     |
| ○一般職級 |       |   |

## (滋賀県教育委員会による異動分)

| 新任                           | 旧任                         | 氏名               |
|------------------------------|----------------------------|------------------|
| 教育委員会事務局児童生徒支援課長兼人権センター参事    | 老上小学校教頭                    | なりた 成田 陽子<br>ようこ |
| 教育委員会事務局児童生徒支援課課長補佐兼児童生徒支援係長 | 新堂中学校教諭                    | かせ ひさゆき<br>久幸    |
| 教育委員会事務局児童生徒支援課課長補佐兼人権教育係長   | 草津小学校教諭                    | いしい ひでき<br>秀樹    |
| 教育委員会事務局学校政策推進課課長補佐兼学校政策推進係長 | 松原中学校教諭                    | 辻 大吾<br>だいご      |
| 教育委員会事務局生涯学習課専門員             | 玉川中学校教諭                    | 黒崎 紀子<br>のりこ     |
| 教育委員会事務局学校教育課専門員             | 高穂中学校教諭                    | 尾関 大応<br>だいおう    |
| 教育委員会事務局学校教育課専門員             | 老上西小学校教諭                   | 岡崎 美紀<br>みき      |
| 教育委員会事務局児童生徒支援課専門員           | 玉川小学校教諭                    | 林 美代子<br>みよこ     |
| 教育研究所指導主事                    | 渋川小学校教諭                    | 宮嶋 貴憲<br>たかのり    |
| <br>(滋賀県教育委員会への復帰)           |                            |                  |
| 滋賀県教育委員会                     | 教育委員会事務局教育部理事（学校教育担当）      | 中瀬 悟嗣<br>悟嗣      |
| 滋賀県教育委員会                     | 教育委員会事務局学校教育課参事            | 角 玲子<br>玲子       |
| 滋賀県教育委員会                     | 人権センター専門員兼教育委員会事務局学校教育課専門員 | 木村 学<br>学        |
| 滋賀県教育委員会                     | 教育委員会事務局生涯学習課専門員           | 武田 純<br>純        |
| 滋賀県教育委員会                     | 教育委員会事務局学校教育課専門員           | 築田 尚晃<br>尚晃      |
| 滋賀県教育委員会                     | 教育委員会事務局学校教育課専門員           | 安東 雅恭<br>雅恭      |
| 滋賀県教育委員会                     | 教育委員会事務局学校教育課専門員（橋岡教育集会所）  | 松井 則幸<br>則幸      |

(滋賀県教育委員会による異動分)

| 新任       | 旧任                         | 氏名    |
|----------|----------------------------|-------|
| 滋賀県教育委員会 | 教育委員会事務局学校教育課専門員（新田教育集会所）  | 村井 久英 |
| 滋賀県教育委員会 | 教育委員会事務局学校教育課主査（新田教育集会所）   | 塙正 哲專 |
| 滋賀県教育委員会 | 教育委員会事務局学校教育課指導主事（新田教育集会所） | 永福 和雅 |
| 滋賀県教育委員会 | 教育研究所指導主事                  | 嶋田 達也 |

議第15号

草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成31年4月23日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市教育支援委員会委員の委嘱および任命につき議決を求ることについて  
 次の者を、草津市教育支援委員会委員に委嘱および任命することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、本委員会の議決を求める。

| 区分               | 委嘱（任命）する者 | 備考              |
|------------------|-----------|-----------------|
| 学識経験を有する者        | 畠 繁一      | 大津市ことばの教室指導員OB  |
|                  | 宮嶋 智子     | 草津市医師会（医師）      |
|                  | 問山 健太郎    | 草津市医師会（医師）      |
|                  | 吉川 民子     | 臨床心理士           |
|                  | 田中 孝子     | 臨床心理士           |
|                  | 吉川 巴      | NPO 草津手をつなぐ育成会  |
| その他教育委員会が必要と認める者 | 庄司 和樹     | 滋賀県立草津養護学校教頭    |
|                  | 古日山 守栄    | 滋賀県立草津養護学校教諭    |
|                  | 尾代 恵子     | 滋賀県立聾話学校教頭      |
|                  | 南 喜普      | 山田小学校長          |
|                  | 角 玲子      | 草津第二小学校長        |
|                  | 東郷 康代     | 山田こども園          |
|                  | 三木 美紀子    | 第三保育所           |
|                  | 齋藤 英樹     | 新堂中学校教諭         |
|                  | 大町 一仁     | 老上西小学校教諭        |
|                  | 脇坂 幸子     | 新堂中学校 通級指導教室教員  |
|                  | 太田 恵      | 渋川小学校 通級指導教室教員  |
|                  | 小川 紗子     | 山田小学校 通級指導教室教員  |
|                  | 掛田 みちる    | 南笠東小学校 通級指導教室教員 |
|                  | 安岡 文代     | 老上中学校 通級指導教室教員  |
|                  | 西田 史子     | 矢倉小学校 通級指導教室教員  |
|                  | 石本 潤子     | 草津市ことばの教室指導員    |
|                  | 森野 裕美     |                 |
|                  | 清水 奈津子    |                 |
|                  | 佐藤 恒子     |                 |
|                  | 上村 千秋     |                 |
|                  | 三川 千種     | 発達支援センター専門員     |
|                  | 劉 爽朗      | 発達支援センター発達心理相談員 |
|                  | 大西 墨      | 発達支援センター発達心理相談員 |
|                  | 里村百合子     | 発達支援センター言語聴覚士   |

任期：平成31年5月1日～平成32年3月31日

○草津市附属機関設置条例（抄）

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2（第2条第2項、第3条第1項関係）

| 名称         | 担任事務  | 定数    |
|------------|---|-------|
| 草津市教育支援委員会 | 特別な支援を必要とする幼児、児童および生徒（以下「特別な支援を必要とする幼児等」という。）に対する就学支援その他の教育支援に関し必要な事項についての調査審議ならびに特別な支援を必要とする幼児等の保護者、学校関係者等との相談に関する事務 | 30人以内 |

○草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

別表第1（第2条・第9条関係）

| 附属機関の名称    | 委員資格者                                 | 所属                  |
|------------|---------------------------------------|---------------------|
| 草津市教育支援委員会 | (1) 学識経験を有する者<br>(2) その他教育委員会が必要と認める者 | 教育委員会事務局<br>児童生徒支援課 |

別表第2（第3条第2項関係）

| 附属機関の名称    | 任期                      |
|------------|-------------------------|
| 草津市教育支援委員会 | 委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで |

議第16号

草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成31年4月23日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市小・中学校結核対策委員会委員の委嘱につき議決を求ることについて

次の者を、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、草津市小・中学校結核対策委員会委員に委嘱することにつき、本委員会の議決を求める。

記

| 区分        | 委嘱（任命）する者 | 備 考                 |
|-----------|-----------|---------------------|
| 保健医療関係者   | 橋倉 博樹     | 済生会滋賀県病院 結核専門医師     |
| 保健医療関係者   | 笠井 康史     | 草津栗東医師会の代表          |
| 学校教育関係者   | 長谷川 充代    | 草津市小・中学校養護教諭の代表     |
| 関係行政機関の職員 | 荒木 勇雄     | 南部健康福祉事務所（草津保健所）の代表 |

任期 平成31年5月1日～平成32年3月31日

○草津市附属機関設置条例（抄）

（附属機関の設置およびその担任する事務）

第2条 市は、市長の附属機関として別表第1の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

2 市は、教育委員会の附属機関として別表第2の名称の欄に掲げる機関を置き、その担任する事務を同表の担任事務の欄に掲げるとおり定める。

別表第2（第2条第2項、第3条第1項関係）

| 名称              | 担任事務                        | 定数   |
|-----------------|-----------------------------|------|
| 草津市小・中学校結核対策委員会 | 小・中学校の結核管理方針についての調査審議に関する事務 | 4人以内 |

○草津市教育委員会附属機関運営規則（抄）

（委員）

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

（任期）

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

別表第1（第2条・第9条関係）

| 附属機関の名称         | 委員資格者                                       | 所属                  |
|-----------------|---|---------------------|
| 草津市小・中学校結核対策委員会 | (1) 保健医療関係者<br>(2) 学校教育関係者<br>(3) 関係行政機関の職員 | 教育委員会事務局<br>スポーツ保健課 |

別表第2（第3条第2項関係）

| 附属機関の名称         | 任期                      |
|-----------------|-------------------------|
| 草津市小・中学校結核対策委員会 | 委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日まで |

議第17号

草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求めるについて

上記の議案を提出する。

平成31年4月23日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市学校運営協議会委員の委嘱および任命につき議決を求ることについて  
次の者を、草津市学校運営協議会委員に委嘱および任命することにつき、草津市学校  
運営協議会規則第6条の規定により、本委員会の議決を求める。

| 区分     | 委嘱する者 | 備考   |
|--------|-------|--|
| 老上西小学校 | 保護者   | 夏田 奈々子 老上西小学校保護者代表<br>中島 美徳 老上西小学校 P T A会長   |
|        | 地域の住民 | 伊庭 健治 老上西学区まちづくり協議会会长<br>永元・種吉 老上西学区社会福祉協議会副会長<br>岸本 修一 老上西学区教育振興会会长<br>岡本 耕一 老上西学区わんぱくプラザ実行委員長<br>宇野 四郎 老上西学区農業合校代表               |
|        |       | 武井 美代 老上西小学校地域コーディネーター   |
|        |       | 対象学校の校長 片山 善久 老上西小学校校長   |
|        |       | 廣瀬 智彦 老上西小学校教頭<br>木村 学 老上西小学校主幹教諭<br>堀田 徹志 老上西小学校教諭  |
|        | 保護者   | 西川 知恵美 玉川小学校 P T A会員   |
|        | 地域の住民 | 中野 宗城 玉川学区まちづくり協議会会长<br>自治連合会会长<br>杉本 文司 玉川学区スクールガード代表<br>山本 純子 玉川学区民生委員児童委員代表<br>平井 真理子 玉川学区民生委員児童委員代表<br>奥井 さよ子 玉川学区青少年育成学区民会議会長 |
|        |       | 堀江 尚子 玉川小学校前 P T A会員   |
|        |       | 対象学校の校長 宇佐 恒浩 玉川小学校校長  |
|        |       | 小野澤 祐子 玉川小学校教頭<br>川那辺 卓 玉川小学校教務主任（地域連携担当）  |
|        |       | 奥山 隆史 玉川小学校教務（生徒指導担当）  |

| 区分    | 委嘱する者             | 備考   |
|-------|-------------------|--|
| 矢倉小学校 | 保護者               | 中野 友紀子 矢倉小学校H30年度PTA本部役員<br>西池 可奈子 矢倉小学校H30年度PTA本部役員             |
|       | 地域の住民             | 中谷 緑郎 矢倉学区まちづくり協議会会长<br>植野 宗治 矢倉学区元民生委員児童委員<br>畠木 都 矢倉学区民生委員児童委員 |
|       |                   |  |
|       | 対象学校の運営に資する活動を行う者 | 奥井 照夫 矢倉小学校地域コーディネーター  |
|       | 対象学校の校長           | 大林 道範 矢倉小学校校長  |
|       | 対象学校の教職員          | 小幡 明美 矢倉小学校教頭<br>澤 節生 矢倉小学校教務主任<br>陌間 智 矢倉小学校地域連携担当教諭            |
|       |                   |  |
|       | 学識経験者             | 柳川 久美子 矢倉小学校元校長  |
| 常盤小学校 | 保護者               | 三好 たえ 常盤小学校前PTA会長<br>中島 由里子 常盤小学校元PTA会長<br>森 啓之 常盤小学校PTA会長       |
|       |                   |  |
|       | 地域の住民             | 上寺 和親 常盤小学校地域協働合校推進委員会委員長<br>安井 正一 人と地域が輝く常盤協議会会长                |
|       |                   |  |
|       | 対象学校の運営に資する活動を行う者 | 港 富士子 常盤小学校地域コーディネーター  |
|       | 対象学校の校長           | 古谷 匠 常盤小学校校長   |
|       | 対象学校の教職員          | 中村 真理子 常盤小学校教頭<br>曾我部 知奈美 常盤小学校教務主任(地域連携担当)                      |
|       |                   |  |
|       | 学識経験者             | 馬場 久昭 市内元小学校長<br>市立教育研究所元所長                                      |
|       |                   | 稻垣 保善 市内元小学校長<br>市立教育研究所前所長                                      |

| 区分     |                   | 委嘱する者   | 備考                   |
|--------|-------------------|---------|----------------------|
| 志津南小学校 | 保護者               | 伊藤 由希江  | P T A会長              |
|        | 地域の住民             | 花澤 仁左エ門 | まちづくり協議会会长           |
|        |                   | 垣根 和子   | 民生委員児童委員協議会会长        |
|        |                   | 斎藤 充浩   | 地域協働合校推進委員会委員        |
|        | 対象学校の校長           | 和田 基    | 交通安全パトロール代表          |
|        |                   | 水野 晃    | 志津南小学校校長             |
|        | 対象学校の教職員          | 山田 容子   | 志津南小学校教頭             |
|        |                   | 豊原 浩充   | 志津南小学校地域協働合校担当       |
|        |                   | 木村 みさ子  | 志津南小学校教務主任           |
| 老上小学校  | 学識経験者             | 橋川 礼子   | 元校長                  |
|        |                   | 妹尾 志郎   | まちづくりセンター長           |
|        | 保護者               | 磯嶋 玲子   | 老上小学校前 P T A本部役員・保護者 |
|        |                   | 黒川 沙織   | 老上小学校 P T A会長        |
|        | 地域の住民             | 田村 勝美   | 老上まちづくり協議会 会長        |
|        |                   | 山本 幹雄   | 同和教育推進協議会 会長         |
|        |                   | 山本 忍    | 民生児童委員協議会主任児童委員      |
|        |                   | 藤本 明子   | 老上小学校花ボランティア「ルンルン」会長 |
|        | 対象学校の運営に資する活動を行う者 | 松岡 孝子   | 老上小学校地域コーディネーター      |
|        | 対象学校の校長           | 山崎 賢    | 老上小学校校長              |
|        | 対象学校の教職員          | 上原 忠士   | 老上小学校教頭              |
|        |                   | 宮永 肇弘   | 老上小学校地域協働合校担当        |
|        | 学識経験者             | 石本 政雄   | 学識経験者                |

| 区分    | 委嘱する者             | 備考                         |
|-------|-------------------|----------------------------|
| 山田小学校 | 保護者               | 木村 桂 読み聞かせボランティア代表 P T A会員 |
|       | 地域の住民             | 田渕 稔子 山田学区民生委員・児童委員協議会会长   |
|       |                   | 横江 智子 前 P T A会長            |
|       | 対象学校の運営に資する活動を行う者 | 中島 民恵 地域コーディネーター           |
|       | 対象学校の校長           | 南 喜普 山田小学校校長               |
|       | 対象学校の教職員          | 木戸脇 美由紀 山田小学校教頭            |
|       |                   | 川岸 哲也 山田小学校教頭              |
|       |                   | 明山 晋也 山田小学校地域連携担当教諭        |
|       | 学識経験者             | 角 広司 元校長                   |
|       |                   | 川那辺 孝六 元教員                 |
| 草津小学校 | 保護者               | 山本 晓子 P T A会長              |
|       | 地域の住民             | 中島 登 草津学区青少年育成区民會議会会长      |
|       |                   | 竹谷 利子 民生委員児童委員             |
|       |                   | 馬場 治 草津学区ひと・まちいきいき協議会会长    |
|       |                   | 湯浅 敦 学校ボランティア              |
|       |                   | 戸高 秀人 環境ボランティア             |
|       |                   | 吉川 真実 学習ボランティア             |
|       | 対象学校の運営に資する活動を行う者 | 辻 圭子 地域コーディネーター            |
|       | 対象学校の教職員          | 高井 育夫 草津小学校校長              |
|       |                   | 井上 忠之 草津小学校教頭              |
|       |                   | 中村 ひとみ 草津小学校教諭（地域協働合校推進）   |

| 区分                    | 委嘱する者             | 備考                                  |
|-----------------------|-------------------|-------------------------------------|
| 高<br>穂<br>中<br>学<br>校 | 保護者               | 堅田 有紗 P T A会長                       |
|                       | 地域の住民             | 中谷 緑郎 矢倉未来のまちづくり協議会会长               |
|                       |                   | 花澤 仁左エ門 志津南まちづくり協議会会长               |
|                       |                   | 野口 真理子 志津まちづくり協議会副会長                |
|                       | 対象学校の運営に資する活動を行う者 | 鵜飼 孝行 志津環境ボランティア                    |
|                       |                   | 溝脇 浩一 卒業生                           |
|                       | 対象学校の校長           | 中瀬 悟嗣 高穂中学校校長                       |
|                       | 対象学校の教職員          | 住吉 厚志 高穂中学校教頭                       |
|                       |                   | 宮川 実津雄 高穂中学校教務主任                    |
|                       |                   | 堀 登志子 高穂中学校教諭（地域協働合校担当）             |
|                       | 学識経験者             | 河口 真佐男 学識経験者（滋賀大教職大学院教授）            |
| 草<br>津<br>中<br>学<br>校 | 保護者               | 木村 佑輔 草津中学校 P T A                   |
|                       | 地域の住民             | 立岡 功成 大路区まちづくり協議会<br>元草津中学校 P T A会長 |
|                       |                   | 中村 孝蔵 大路区青少年育成区民会議会長                |
|                       |                   | 中村 陽子 草津学区民生児童委員協議会会长               |
|                       |                   | 出呂町 鑿 渋川学区民生児童委員主任児童委員              |
|                       | 対象学校の校長           | 大崎 武弘 草津中学校校長                       |
|                       | 対象学校の教職員          | 柴原 力 草津中学校教頭                        |
|                       |                   | 黒川 真紀子 草津中学校主幹教諭（教務主任）              |
| 老<br>上<br>中<br>学<br>校 | 保護者               | 岡本 純子 P T A会長                       |
|                       | 地域の住民             | 小寺 一久 老上ふれあい農業合校                    |
|                       |                   | 岸本 修一 老上中学校区教育振興会<br>老上西小学校区会長      |
|                       |                   | 中島 美徳 草津市議会議員                       |
|                       |                   | 山本 清治 老上学区社会福祉協議会会长                 |
|                       | 対象学校の校長           | 姫野 健 老上中学校校長                        |
|                       | 対象学校の教職員          | 高田 聰 老上中学校教頭                        |
|                       |                   | 松井 則幸 老上中学校教務主任                     |
|                       |                   | 小林 直子 老上中学校地域協働合校担当                 |
|                       | 学識経験者             | 北川 健 草津市立教育研究所長                     |

| 区分    | 委嘱する者    | 備考                                |
|-------|----------|-----------------------------------|
| 新堂中学校 | 保護者      | 小椎八重 雅世 P T A会長                   |
|       | 地域の住民    | 今井 修 堂友会会长                        |
|       |          | 稻垣 保善 保護司                         |
|       | 対象学校の校長  | 伊庭 靖二 新堂中学校校長                     |
|       | 対象学校の教職員 | 竹田 敏彦 新堂中学校教頭                     |
|       |          | 脇 克憲 新堂中学校教諭                      |
|       | 学識経験者    | 市川 嘉重 あゆみこども園園長<br>中村 真理子 常盤小学校教頭 |

任期： 平成31年4月23日～平成32年3月31日

草津市学校運営協議会規則（抄）

（委員の委嘱または任命）

第6条 協議会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 保護者
- (2) 地域の住民
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の校長
- (5) 対象学校の教職員
- (6) 学識経験者
- (7) その他教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、前項に規定する委員の委嘱または任命について、あらかじめ、対象学校の校長から意見を聞くものとする。

議第18号

草津市文化財保存活用地域計画の策定について草津市文化財保護審議会に対し  
諮詢するにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成31年4月23日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市文化財保存活用地域計画の策定について草津市文化財保護審議会  
に対し諮問するにつき議決を求めることについて

草津市文化財保存活用地域計画の策定について草津市文化財保護審議会に対し諮問  
するにつき、教育委員会の議決を求める。

記

諮問文 別紙のとおり

## ( 案 )

草教委教文発第 号  
平成 31 年 月 日

草津市文化財保護審議会  
会長 五十川 伸矢 様

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

草津市文化財保存活用地域計画の策定について（諮問）  
本市に所在する全ての文化財を保存・活用していくための具体的な取組を定める草津市文化財保存活用地域計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

### 諮問の趣旨

近年、文化財を取り巻く環境は大きく変化しており、文化財保護法が平成 31 年 4 月に改正され、文化財を適切に保存・活用していくための計画策定が求められています。本市に所在する文化財を総合的に保存・活用していくための基本方針となる「草津市歴史文化基本構想」をもとに、本市の文化財に関する具体的な取組や計画期間を定めたアクションプランを設定する「草津市文化財保存活用地域計画」の策定について、貴審議会に諮問するものです。

議第19号

史跡芦浦観音寺整備基本計画の策定について草津市文化財保護審議会に対し諮問するにつき議決を求ることについて

上記の議案を提出する。

平成31年4月23日

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

史跡芦浦観音寺跡整備基本計画の策定について草津市文化財保護審議会  
に対し諮問するにつき議決を求ることについて

史跡芦浦観音寺跡整備基本計画の策定について草津市文化財保護審議会に対し諮問  
するにつき、教育委員会の議決を求める。

記

諮問文 別紙のとおり

( 案 )

草教委教文発第 号  
平成 31 年 月 日

草津市文化財保護審議会  
会長 五十川 伸矢 様

草津市教育委員会  
教育長 川那邊 正

史跡芦浦観音寺跡整備基本計画の策定について（諮問）  
国指定史跡芦浦観音寺跡の保存活用を図るための整備内容等を定める史跡芦浦観音寺跡整備基本計画を策定するにあたり、貴審議会の意見を賜りたく諮問いたします。

諮問の趣旨

平成 16 年 9 月 30 日付けで国史跡指定を受けた芦浦観音寺跡について、草津市が史跡管理団体として本史跡を適正に整備基本することが求められています。

以上、史跡芦浦観音寺跡の整備基本の基本方針となる「史跡芦浦観音寺跡整備基本計画」史跡整備の基本方針をもとに、当該史跡の具体的な整備内容・整備方針・スケジュール等を定める「史跡芦浦観音寺跡整備基本計画」の策定について、貴審議会に諮問するものです。